

## 不当差別禁止方針(Nondiscrimination Statement of Policy)

サンタクララバレー交通局 (VTA) は、州および連邦の市民的権利の諸法令に準拠し、何人も人種、肌の色、宗教、出身国、民族、年齢、障害、性別、性的指向、または遺伝情報を理由に、VTA が提供するすべてのプログラム、サービスや活動への参加を拒否されたり、恩恵やサービスを拒絶されたり、また差別の対象とされたりすることがないようにします。

### 障害を持つアメリカ人法に基づく通知 (Notice under the Americans with Disabilities Act)

#### サンタクララバレー交通局 (Santa Clara Valley Transportation Authority)

1990 年制定の障害を持つアメリカ人法 (「ADA」) に準拠し、サンタクララバレー交通局 (VTA) は、障害を理由に、VTA のサービス、プログラム、活動で認定障害者に対する差別行為を行うことはありません。

**雇用 :** VTA は採用や雇用手続きに関して、障害を根拠に差別行為を行わず、米国雇用機会均等委員会が定めるすべての規定に準拠します。

**効果的なコミュニケーション :** VTA は、要請があれば、認定障害者向けの効果的なコミュニケーションを実現する適切な支援やサービスを提供し、障害者が等しく VTA のプログラム、サービスや活動に参加できるようにします。それら支援やサービスには、有資格の手話通訳者、点字文書や、会話、聴覚、視覚に障害を持つ人々が利用できる情報やコミュニケーションを行うその他の方法が含まれます。

**方針および手順の変更 :** VTA は方針やプログラムに合理的な変更を行い、障害者が VTA のプログラム、サービス、活動から、等しく恩恵を得る機会を持てるようにします。例えば、介助犬が必要な人々は、通常はペット禁止であっても、VTA 車両、交通施設、管理事務所に迎え入れられます。

効果的なコミュニケーションのために援助やサービスを必要とする人、VTA のプログラム、サービス、活動に参加するために補助的支援や方針や手順の変更を必要とする人は、以下にご連絡ください :

ADA Coordinator  
Santa Clara Valley Transportation Authority  
3331 North First Street, B1  
San Jose, CA 95134  
(408) 321-2300  
[www.vta.org](http://www.vta.org)

予定する時点から 72 時間以上前もって、できる限り早く、ADA コーディネーターまでご連絡ください。

ADA は、VTA に、プログラムやサービスの性質を根本的に変えるような、または不当に経済的、管理的負担を課すような行為を行うことを求めています。

VTA のプログラム、サービス、活動を障害者が利用できないという苦情は、VTA の ADA コーディネーターに直接申し出てください ( 連絡先は上記参照 ) 。

VTA は、例えば公共の場でも車いすの利用者にはアクセスできないような場所から物品を回収するなど、補助/サービス、合理的な方針変更を提供する費用を賄うために、特定の障害者や障害者集団に追加料金を課すことはありません。